



(7) 貸出停止

1. 上記の遵守事項に違反があった場合。
2. 学校施設の管理運営に支障を及ぼす恐れがあるとき。
3. 紛失、破損があった場合。
4. その他学校長又は瑞穂町教育委員会が不相当と認めるとき。

(8) その他

1. 同一時間に、小中学校の体育館・校庭を複数予約している場合は、リモコンボックスの鍵の貸出を許可しません。予約を1つにしてから申請してください。
2. 学校の電気設備点検や工事により停電作業がある場合は使用できません。